

土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令案の概要

平成21年2月
水・大気環境局土壌環境課

1. 趣旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に伴い、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号。以下「省令」という。）の関係規定を改正するとともに、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）により、指定支援法人の指定基準に係る詳細な事項を平成20年度中に法令又は告示で定めることとされたことを踏まえ、省令において所要の改正を行うもの。

2. 概要

- (1) 省令第2条第3項第1号中「民法第34条の規定に基づき設立された法人」を「一般社団法人」に改める。
- (2) 土壌汚染対策法第20条第1項に基づき指定支援法人の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項及び添付書類について、以下のとおり規定する。
 - ①申請書の記載事項
 - ・名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ・事務所の名称及び所在地
 - ②添付書類
 - ・定款
 - ・登記事項証明書
 - ・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - ・土壌汚染対策法第21条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画を記載した書面
 - ・資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面

3. 今後のスケジュール

行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募手続を経て、3月末に改正省令の公布、施行を予定。